

公示

次のとおり企画提案競技(プロポーザル方式)の募集を行います。

令和 7 年 4 月 30 日

収支等命令者

佐賀県 地域交流部 多文化共生さが推進課長 西浦 聰子

1. 業務委託の内容

- (1) 業務の名称 令和 7 年度 オンライン日本語講座運営業務
- (2) 業務の内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日（火）まで
- (4) 契約上限額 金 2,196 千円（消費税及び地方消費税含む）

2. 参加者の資格要件

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 企画提案スケジュールと内容

(1) 実施スケジュール（予定）

| | |
|-----------------------|----------------|
| 令和7年（2025年）4月30日（水曜日） | 県ホームページでの募集開始 |
| 令和7年（2025年）5月15日（木曜日） | 仕様書質問の受付期限 |
| 令和7年（2025年）5月15日（木曜日） | 参加資格確認申請書の提出期限 |
| 令和7年（2025年）5月20日（火曜日） | 参加資格結果通知 |
| 令和7年（2025年）5月23日（金曜日） | 提案書の提出期限 |
| 令和7年（2025年）5月27日（火曜日） | プレゼンテーション・審査会 |
| 令和7年（2025年）5月30日（金曜日） | 最優秀提案者決定 |

(2) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対して質問がある場合は、令和7年（2025年）5月15日（木曜日）17時までに質問書（別紙様式4）により、電子メールにて「6. 問い合わせ先」まで連絡すること。なお、質問に対する回答は、令和7年（2025年）5月20日（火曜日）までに佐賀県のホームページに掲載する。

(3) プロポーザル参加申込及び参加資格の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

① 提出書類

- ア 参加資格確認申請書（別紙様式1） ・・・ 1部
- イ 会社概要（パンフレットで可） ・・・・・・ 1部
- ウ 実績書（別紙様式2） ・・・・・・・・ 1部

過去2年間における同種の業務の実績について記載すること。

（行政関係機関からの受託実績は必ず記載）

- エ 誓約書（別紙様式3）

② 提出期限 令和7年（2025年）5月15日（木曜日）12時（必着）

③ 提出場所 「6. 問い合わせ先」参照

④ 提出方法 電子送付、持参又は郵送

※メールによる電子送付の場合であっても、「エ 誓約書」については、
「6. 問い合わせ先」宛持参又は郵送すること。

※郵送の場合は配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

⑤ 参加資格確認結果 令和7年（2025年）5月20日（火曜日）までに通知する。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

- ア 企画提案書（パワーポイント形式） ・・・ 6部

A4長辺綴じ（資料横向き、枚数制限なし、ホチキス留め、図表等についてはA3折込みも可）とし、文字サイズは概ね10.5ポイント以上とすること。なお、企画提案書には、以下の資料を添付すること。

- （ア）人材の確保や授業準備に係る想定スケジュール
- （イ）委託業務を受託した場合の業務体制図

(ウ) 授業案（任意様式）

※授業案は、『いのどり 生活の日本語 初級1（A2）』（独立行政法人国際交流基金日本語センター編著）中、「第1課－3 日本では何をしていますか」部分の授業を想定して作成すること。

イ 見積書（任意様式）・・・6部（うち5部は写しで可）

（ア）見積価格は審査における評価項目のひとつであるため、企画提案内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

（イ）「佐賀県 地域交流部 多文化共生さが推進課長」あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ提出すること。

（ウ）見積価格には消費税込みの金額を記載すること。

② 提出期限 令和7年（2025年）5月23日（金曜日）12時（必着）

③ 提出場所 「6. 問い合わせ先」参照

④ 提出方法 電子送付、持参又は郵送

※郵送の場合は配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

⑤ 企画提案書等の取扱い

ア 提出後の企画提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。

イ 本企画提案の応募及びプレゼンテーションに係る経費は、全て参加事業者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書及び添付資料の記載事項は実現可能なものとしなければならない。

(5) プrezentation（審査会）の開催

① 日時 令和7年（2025年）5月27日（火曜日）予定

※時間と場所は参加者に後日連絡する。

② 実施方法

ア 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

イ 参加者側の出席者は3人以内とし、所要時間は1者あたり45分程度（説明30分、質疑15分程度）を予定している。

ウ プrezentationの順番については、プロポーザル参加資格確認申請書の受付順とし、プロポーザル参加資格確認結果通知後に確定する。

エ プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、県が準備するので、事前に申し出ること。ただし、パソコンおよび接続端子は持参すること。

オ オンライン形式によるプレゼンテーションも可とする。

(6) 最優秀提案者の決定

① 審査員は、別に定める評価基準に従って審査を行う。審査の結果、最優秀提案者を選定し、その者を受託候補者として決定する。

② 評価基準（配点入り）は別紙のとおりとする。

③ 企画提案書等の内容に未記入箇所がある場合や添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合、該当する評価項目は0点とする場合がある。

④ 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。最低基準点は

合計点の 6 割とする。(100 点×3 名×60% = 180 点)

- ⑤ 合計点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき合計点の最も高い者が 2 者以上あるときは、審査員にて協議の上、最優秀提案者を決定する。なお、プロポーザル参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。
- ⑥ プロポーザル参加者が 1 者であるときは、その者が最低基準点を満たしている場合に限り、その者を最優秀提案者とする。
- ⑦ 最優秀者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点を満たす次点の者を新たな最優秀提案者とする。

(7) 結果の通知

令和 7 年（2024 年）5 月 30 日（金曜日）までにプレゼンテーションに出席した全ての参加者に対し通知する。

4. 業務の委託契約

- (1) 審査会により選定された最優秀提案者と発注者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において改めて仕様書を作成し、見積書の再提出を求める。
- (2) 提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (3) 最優秀提案者は、仕様書協議・見積決定を経て、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、見積決定通知を受けた日から 10 日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

5. その他

(1) 契約保証金

- ① 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
- ② 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ③ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）または地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - (ウ) 隨意契約を締結する場合において、県の契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 参加者の資格要件を満たさなくなった場合又は資格要件を満たさないことが判明した場合
- ② 公正な審査を妨害した場合又は妨害するおそれがあることが判明した場合を含め、本ブ

ロポーザルについて不正行為を行った場合

- ③ 見積書の金額、氏名について誤脱のあるものを提出した場合
- ④ 1者で2以上の提案をした場合
- ⑤ 代理人でその資格のない場合
- ⑥ 提出資料の重要事項が適切に記述されていない場合
- ⑦ 提出資料の内容に虚偽があることが判明した場合
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合
- ⑨ 見積価格が上限額を超えている場合

(3) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ① 参加事業者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(4) 留意点

- ① 参加事業者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ② 企画提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- ③ 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を行わないこと。
- ④ この募集に伴い収集した個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムに基づき、本プロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。また、その他個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

6. 問い合わせ先

佐賀県地域交流部多文化共生課が推進課 多文化共生担当

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1-59

TEL : 0952-25-7328 E-Mail : tabunkasagasuushin@pref.saga.lg.jp